

ひたちなか市PTA連絡協議会女性ネットワーク委員会規約

第1条 名称

本会の名称を「ひたちなか市PTA連絡協議会女性ネットワーク委員会」と称する。

第2条 目的

本会は、ひたちなか市PTA連絡協議会の活動の一環として、女性ネットワーク委員会活動を推進し、児童・生徒の健全育成を図ることを目的とする。

第3条 活動

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 情報の交換及び連絡協議
- 2 PTAに関する研究及び調査
- 3 諸問題の解決とその活動
- 4 その他、必要な事項

第4条 役員を選出

本会の委員としての選出は、各単位PTAの運営を掌る女性1名とする。

但し、必要に応じ増員することができる。

第5条 役員

本会に次の役員をおく。

- 1 委員長 1名
- 2 副委員長 1名
- 3 幹事 4名（勝田地区小中各1名、那珂湊地区小中各1名）
 - ・ 任期は1年とし、再任を妨げない。
 - ・ 委員長は市PTA連絡協議会事務局ブロックより、副委員長は次年度の事務局ブロックより選出する。
 - ・ 幹事選出について
 - 勝田地区：次年度の副委員長にあたるブロックより2名
 - 那珂湊地区：行政順に2名

第6条 役員の任務

役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 委員長は、委員会を統括し会議の議長となる。
- 2 副委員長は、委員長を補佐し委員長事故ある時はこれを代行する。
- 3 委員長・副委員長は、中央地区PTA連絡協議会女性ネットワーク委員会に代表として出席する。
- 4 幹事は、本委員会の運営について協議する。

付 則

- 1 この規約は、平成7年5月20日より実施する。
- 2 この規則は、平成10年1月31日に一部改正する。
- 3 この規約は、平成12年4月1日に一部改正する。
- 4 名称変更に伴い、平成17年5月13日に一部改正する。